

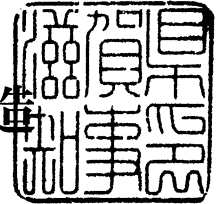


滋監第 75 号
令和 3年 2月 4日

(株) 向茂組

向 春美 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について（通知）

令和 3年 1月 6日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しました
ので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事 許 可 (特 一 2) 第 41156 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 3 年 2 月 8 日 から 令 和 8 年 2 月 7 日 ま で
建 設 業 の 種 類	

土木工事業
大工工事業
石工事業
舗装工事業
水道施設工事業

建築工事業
とび・土工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8 年 1 月 8 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

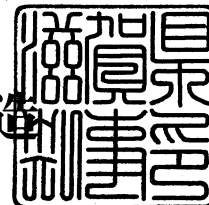


滋監第 242 号
令和 4年 3月15日

(株) 向茂組

向 春美 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について（通知）

令和 4年 2月 16日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可しました
ので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事 許 可 (特 一 3) 第 41156 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 4 年 3 月 15 日 から 令 和 9 年 3 月 14 日 まで
建 設 業 の 種 類	
鉄筋工事業	

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9 年 2 月 12 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)